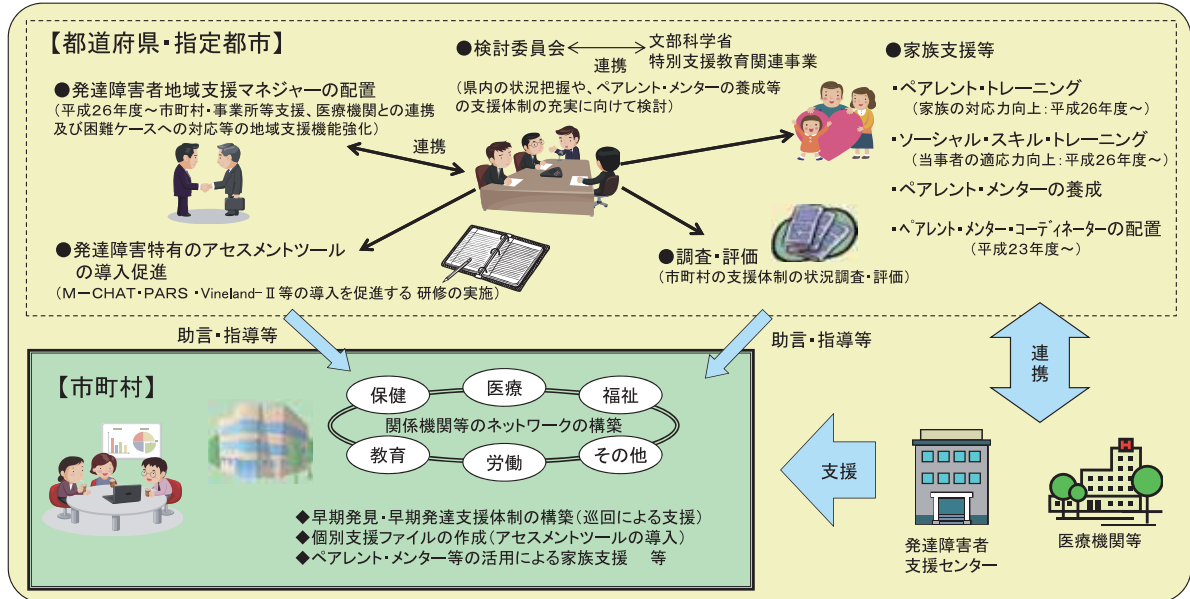


■ 図表5-11 福祉・教育等の連携による発達障害への支援

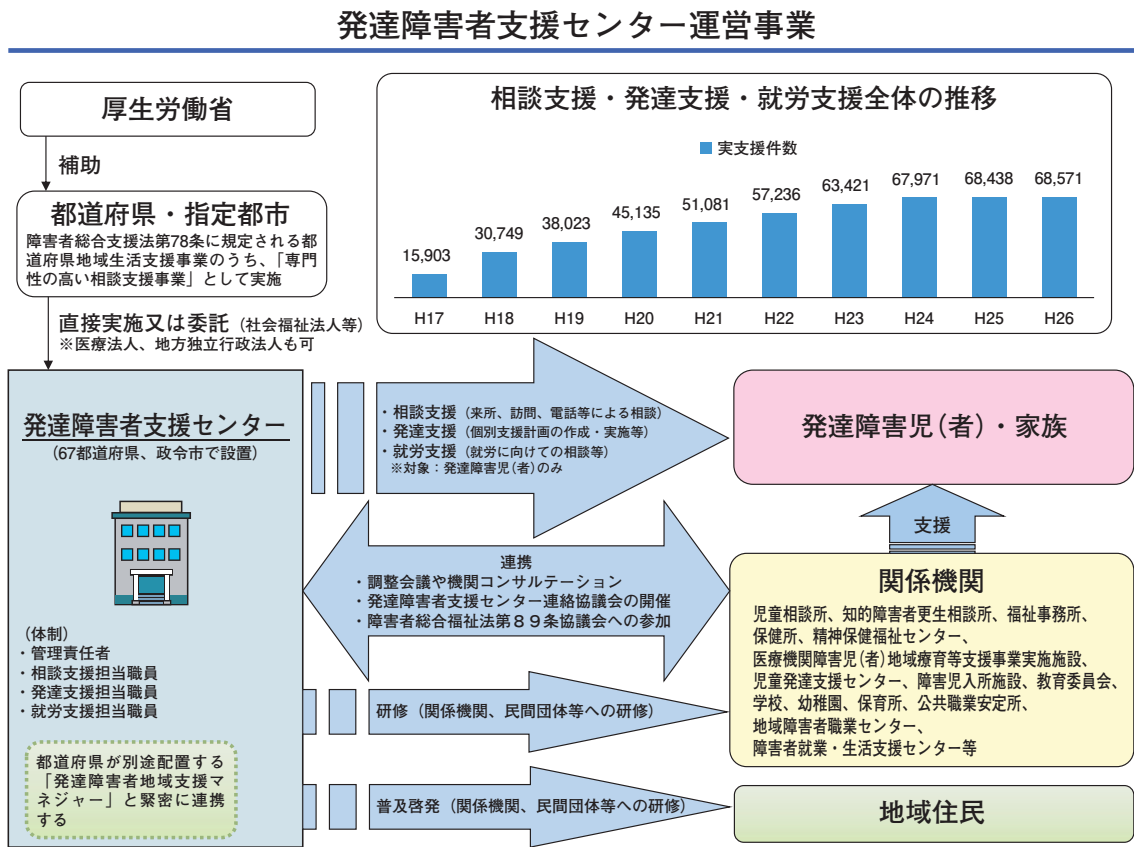
発達障害者支援体制整備

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、ペアレント・メンター・ペアレントトレーニング・ソーシャルスキルトレーニングの導入による家族支援体制の整備や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会を実施する。
 また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。



資料：厚生労働省

■ 図表5-12 発達障害者支援センター運営事業



資料：厚生労働省

③ 支援手法の開発と情報発信

平成19年度から、発達障害者を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するための「発達障害児者支援開発事業」（モデル事業）を実施している。平成28年度は、既存のテーマである行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発に加えて、新たに地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に、発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応が行われるための支援手法の開発を行うこととしている。また、国立障害者リハビリテーションセンターに「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害に関して一般の方への啓発を行うとともに、発達障害者支援に必要な国内外の情報や最新の研究成果等を集約し、発

達障害のある人やその家族、及び支援関係者等に役立つ情報について、ホームページなどを通じて発信している。

④ 発達障害の早期支援

平成23年度から、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う「巡回支援専門員」の派遣に対し財政支援を行い、地域における発達障害者に対する支援体制の充実を図っている。

⑤ 人材の育成

平成28年度は、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上